

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年10月16日

水 曜 日

第 3679 号

目 次

告 示

○特定猟具使用禁止区域の指定	1
○特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正	2
○鳥獣保護区の存続期間の更新	3
○休猟区の指定	7
○特例休猟区の指定	8
○土地区画整理事業の事業計画の変更	9

公 告

○裁決手続開始の決定	10
------------	----

告 示

富山県告示第417号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
池多特定猟具使用禁止 区域	別紙図面に表示す る区域	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	銃器
婦中特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上

富山新港特定猟具使用 禁止区域	同上	同上	同上
--------------------	----	----	----

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第418号

特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正について

特定猟具使用禁止区域の指定について（平成21年11月13日告示第 539号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

千里特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上
婦中特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上

を

千里特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上
------------------	----	----	----

に改める。

表中

高岡特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上
富山新港特定猟具使用 禁止区域	同上	同上	同上

を

高岡特定猟具使用禁止 区域	同上	同上	同上
------------------	----	----	----

に改める。

(自然保護課)

富山県告示第419号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により上市鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

上市鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、天然記念物のニホンカモシカをはじめ、タカ科やカモメ科、カッコウ科、ウグイス科、ホオジロ科などの多種多様な鳥類が飛来している。特に、環境省や富山県版レ

ツドリストなどでリストアップされているハチクマ、サシバ、サンショウクイ、サンコウチョウなど絶滅の恐れのある貴重な野鳥も見られる重要な地域であり、地域の生物多様性の確保に資することから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第420号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により二上山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

二上山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、能登半島国定公園の南端部に位置し、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ヒタキ科、タカ科などの渡り鳥の重要な経路に当たり、サシバ、キビタキ、ジョウビタキなどが見られる。また、環境省や富山県版レッドリストにリストアップされているサンショウクイ、オオタカ、ミンサザイが見られるなど、野鳥の保護繁殖のため、重要な地域であることから、引き続き、鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。

また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第421号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により増山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

増山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、増山ダムによって形成されたダム湖により豊かな水を湛え、周囲の森林と調和した山紫水明に優れた自然を残している。また、この区域の水域には多種の淡水魚が生息するため、鳥獣類もカモ科、サギ科、タカ科、ウグイス科などの多様なものが見られるなど鳥獣が生息するのに良好な環境となっている。また、サンバやイソシギなどの環境省や富山県版レッドリストでリストアップされているものも見られるため、引き続き、鳥獣保護区として指定し、県民が身近に親しく鳥獣に接する喜びを体験できるよう鳥獣の保護を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第422号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により庄川下流鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

庄川下流鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該地区は、県西部を代表するカモ類の越冬地となっているとともに、富山県版レッドリスト選定種の、ササゴイ、イカルチドリ、チュウヒ等を含め30種類の鳥類が生息しており、鳥類が生息するのに良好な環境となっていることから、引き続き、鳥獣保護区として指定し、鳥類の保護繁殖を図る。

また、市街地から近いことから、この区域を県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第423号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間
横山休猟区	別紙図面に表示する区域	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで
神通川東休猟区	同上	同上

洞山休猟区	同上	同上
速川休猟区	同上	同上
小原休猟区	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第424号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	特定鳥獣の種類
横山休猟区	別紙図面に表示する区域	平成25年11月1日から平成28年10月31日まで	イノシシ
神通川東休猟区	同上	同上	同上
洞山休猟区	同上	同上	同上
速川休猟区	同上	同上	同上
小原休猟区	同上	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上	同上
山崎休猟区	同上	平成25年11月1日から平成27年11月14日まで	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第425号

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により射水市堀内土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市堀内土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
伊勢住建株式会社 射水市戸破3523番地
- 3 事業施行期間
平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
- 4 施行地区
射水市堀内及び大門本江字浦川の各一部
- 5 事務所の所在地
射水市戸破3525番地
- 6 施行認可の年月日
平成25年4月19日
- 7 変更認可の年月日
平成25年10月16日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

裁決手続開始の決定

土地収用法第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年10月16日

富山県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 470号新設工事（能越自動車道「七尾氷見道路」新設工事・石川県七尾市小池川原町地内から同市矢田町七号雀端地内まで、同市東浜町老地内から富山県氷見市中波字瀧ヶ峯地内まで及び同市宇波地内から同市宇波字吉田地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地(㎡)	使用しようとする土地(㎡)	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
富山県氷見市脇字上野	3196番	原野	山林	1,586	1,530.58	1,260.76	4.58	土地を収用又は使用する部分の区域は、別添図面表示のとおり（別添図面省略）

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記記録の表題部所有者 国崎与三兵衛外45名（別表のとおり）

又は

富山県氷見市脇1726番地 脇自治会

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年10月11日

別表

整理番号	氏 名	住 所	持 分
1	国崎与三兵衛	不 明	46分の1
2	北島倉藏	不 明	46分の1
3	山下五兵エ	不 明	46分の1
4	高瀬三左エ門	不 明	46分の1
5	高島安兵エ	不 明	46分の1
6	竹山久兵エ	不 明	46分の1
7	高島友吉	不 明	46分の1
8	佛嶋教信	不 明	46分の1
9	北島兵左エ門	不 明	46分の1
10	木下藤兵エ	不 明	46分の1
11	北島弥左エ門	不 明	46分の1
12	村田吉次郎	不 明	46分の1
13	竹山善藏	不 明	46分の1
14	國崎幸太郎	不 明	46分の1
15	藤本久四郎	不 明	46分の1
16	山崎長兵エ	不 明	46分の1
17	林助右エ門	不 明	46分の1
18	山下彦松	不 明	46分の1
19	國崎仁太郎	不 明	46分の1
20	國崎清右エ門	不 明	46分の1
21	小西喜十郎	不 明	46分の1
22	山口太三郎	不 明	46分の1
23	國崎與右エ門	不 明	46分の1

24	村田六兵エ	不 明	46分の1
25	村田甚右エ門	不 明	46分の1
26	高瀬権助	不 明	46分の1
27	福田直吉	不 明	46分の1
28	藤本長藏	不 明	46分の1
29	山崎栄藏	不 明	46分の1
30	小西松藏	不 明	46分の1
31	高橋周藏	不 明	46分の1
32	高瀬栄吉	不 明	46分の1
33	村田直藏	不 明	46分の1
34	小西太吉	不 明	46分の1
35	小西六助	不 明	46分の1
36	高瀬三四郎	不 明	46分の1
37	北島万右エ門	不 明	46分の1
38	坂下喜三右エ門	不 明	46分の1
39	北島三平	不 明	46分の1
40	寺脇徳次郎	不 明	46分の1
41	北島虎藏	不 明	46分の1
42	北島梅藏	不 明	46分の1
43	福田藤三郎	不 明	46分の1
44	木下宅藏	不 明	46分の1
45	藤本ナカ	不 明	46分の1
46	藤本弥三郎	不 明	46分の1